今後の対応の基本的な考え方について

- ① オミクロン株の特性やワクチン接種の進展等により、無症状・軽症者の割合が多くなっていることを踏まえ、<u>圏域毎の感染状況を踏まえた対応(感染急増圏域:赤圏域等の指定)を適切に行いながら、医療のひっ迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図っていくことを基本とする。</u>
- ② しかしながら、オミクロン株の極めて強い感染力により、過去にないスピードで感染が急拡大する中、県内全域の感染爆発に至らない段階であっても、特定の地域で感染が爆発的に急増し、そこから県全体へのまん延が懸念される場合は、国へ「まん延防止等重点措置」の要請を行い、同地域を「重点措置区域」に指定し、国の財源を活用して、飲食店への時短要請等の強い対策を行う。
 - (※国の正式決定までに、感染拡大防止の観点から必要があれば、独自の財源で時短要請等の対策を実施)
- ③ 「まん延防止等重点措置」の適用後も、感染が拡大する場合は、<u>必要に応じて「重点措置</u> 区域<u>」の追加指定</u>を行う。
 - なお、県下全域で感染が爆発し、医療のひっ迫に至る恐れがある場合は、<u>県独自の「緊急事態宣言」を発出し、県下全域を感染急増圏域(赤圏域)に指定</u>するとともに、<u>「重点措置</u>区域」を全市町村に広げ、飲食店への時短要請等の対策を行う。
- ④ ③の対策後も、県下全域の感染拡大に歯止めがかからず、一般医療の制限が相当程度必要な状況になれば、国へ「緊急事態宣言」発出の要請を行い、飲食店への休業要請等のさらなる強い対策を行う。

<「まん延防止等重点措置」の概要>

- ・ 知事の要請に応じて、国が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として、対象都道府県を決定
- ・ 国の決定を受け、知事が時短要請等の対策を行う市町村を「重点措置区域」として指定